

1. 件名：四国電力（株）伊方発電所第3号機の定期事業者検査報告（施設管理実施計画の変更）に関する面談

2. 日時：令和2年12月1日 10時30分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁専門検査部門執務室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門  
村尾企画調査官、柳原子力専門検査官、岡田技術参与、小泉技術参与  
四国電力（株） 伊方発電所 定検検査課課長 他8名

5. 要旨

○原子力規制庁から、令和2年11月24日に受理した伊方発電所第3号機の定期事業者報告（施設管理実施計画の変更）に対して以下の説明を求めた。

- ・特別な保全計画に記載の「追加保全」及び「追加的な健全性確認」の評価の結果の記載がない理由を説明すること。
- ・上記について今後評価を行い、報告する場合の定期事業者検査報告の記載内容について説明すること。
- ・施設管理実施計画の評価を実施する期間の考え方について説明すること。
- ・保安規定に基づく施設管理の活動には、巡視なども含まれるが、施設管理実施計画との関係性について説明すること。
- ・添付書類三 施設管理実施計画に特定重大事故等対処施設設置工事を含め多くの工事が記載されたが、添付書類一 定期事業者検査の計画が変更されていない理由を説明すること。

○四国電力（株）から、以下のとおり説明を受けた。

- ・現在想定している停止期間においては、今回報告した保管対策による対応のみで問題ないと評価している。今後、停止期間が延長される場合には再度評価を行い、その中で「追加保全」及び「追加的な健全性確認」の必要性についても判断することとしている。
- ・上記の評価の結果、計画を変更した場合においても今回報告した別添一 2 保管対策のように、その内容を添付することは考えていない。
- ・評価の期間については保全サイクル毎とし、長期停止期間における定期的な評価は計画していない。ただし、その期間において必要となる施設管理の検討は行っている。
- ・巡視などは施設管理実施計画に記載していない。
- ・停止期間が未定であり、添付書類三 施設管理実施計画に記載の工事が、検査の工程に影響を与えるか否かが確定していないことから変更していない

い。

○上記の説明を受けて、原子力規制庁から以下を求めた。

- ・今後、停止期間が延長される場合に行われる評価において、「追加保全」及び「追加的な健全性確認」が必要と判断された場合には、その評価体制、評価方法、評価結果、評価記録等の内容を添付すること。なお、その記載内容については「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（以下、「保安措置ガイド」という。）」VI. 6. に基づき、原子力施設の状態（長期停止中も運転状態にあるものを含む。）に応じた点検等の設定、保管対策が適切実施されていることを確認するための巡視等の活動との関係性及び他の事業者における定期事業者検査報告の内容を考慮すること。
- ・事業者の説明で保管対策のみで問題ないと評価しているとのことであるが、特別な施設管理実施計画の評価については保安措置ガイドVI. 6. に基づき、新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合に加え、長期停止期間においては、追加の定期的な点検又は追加の都度の点検が必要と評価する場合が考えられる旨を伝えたとともに、事業者が現在検討を行っている施設管理との関係性について整理し、説明すること。

○四国電力（株）からは了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：なし